

留意事項

- この書類は、自動車を運輸支局に登録（新規登録・変更登録・移転登録）する場合に必要です。
- 証明書交付後の訂正はできませんので、申請内容を十分確認した上提出してください。
- 証明の日から概ね一か月（四〇日）以内に運輸支局へ提出してください。有効期間経過後は、新たに申請をして頂くことになります。
- 申請内容に不明な点がある場合は、必要な書面の提出を求める場合があります。

『自動車保管場所証明書』の記載例

車名欄は「トヨタ、ニッサン」などはカタカナで「三菱」は漢字で記入してください。	車台番号欄は、申請時には記入されなくても受付けますが、交付時までに記入されないと交付できません。			
自動車保管場所証明書				
車名	型式	台番号	自動車号	大きさ
トヨタ	TA-NDC2008	MRX-123456	長さ	469センチメートル
			幅	169センチメートル
			高さ	149センチメートル
自動車の使用の本拠の位置 名古屋市中区三の丸1丁目1番1号 丸の内荘110号				
自動車の保管場所の位置 名古屋市中区三の丸1丁目1番1号 丸の内パーキング No.1				
※ 保管場所標章番号 06012340				
自動車の保管場所の位置は記載の場所は、申請に係る自動車の保管場所として確保されていることを証明願います。 中 警察署長 殿 〒(465-1234)平成20年 5月23日 住所 名古屋市中区三の丸1丁目1番1号 丸の内荘110号 申請者 (052) 987局6543番 氏名 愛知 一郎 印				
第 号	自動車保管場所証明書 警察署長			

自動車の大きさ欄

自動車の大きさは、センチメートル単位で正しく記入してください。

使用の本拠の位置欄

《個人の場合》
実際に居住する場所の所在地を記入します。通常住民票の住所と同じです。
《法人の場合》

実際に営業を行う事業所の所在地となります（本社、支社等の所在地）。通常、従業員の自宅や社員寮等は、使用の本拠となりません。
※ 申請者の住所と使用の本拠の位置が異なる場合、使用の本拠を疎明する書面（事業証明の写し等）の提出をお願いします。

保管場所標章番号欄

自動車の買い換え等で、使用の本拠の位置と保管場所の位置のいずれも旧自動車と同一である場合は、旧自動車の保管場所標章番号を記載することにより所在図を省略することができます

申請者欄

《個人の場合》
住民票又は印鑑証明書の住所と氏名を記入してください。
《法人の場合》

登記簿又は印鑑証明書に記載されている所在地・法人名・代表者名を記載し押印してください。

法人の場合、押印の省略はできません。印鑑は法人として通常使用するものを使用してください。

連絡先欄

自動車登録番号欄	連絡先
現在使用している車両の登録番号をそのまま使用する場合は、その番号を記入してください。	警察署長
自動車登録番号欄	連絡先
申請内容についてお尋ねできる連絡先（氏名、住所、電話番号）を記入してください。	

申請する保管場所の所有者について○を付けます。

- 申請者所有 一自己単独所有に○印をつけ「自認書」を添付してください。
- 他人所有 一その他に○印をつけ、「保管場所使用承諾証明書」「保管場所契約書の写し」等を添付してください。
- 共有 地一共有に○印をつけ、共有者全員の承諾書を添付してください。

備考（省略）

自己単独所有・その他 共有